

長大又は超重量物を輸送するトレーラ等の保安基準緩和自動車については、その特殊性から安全運行確保のため、基準緩和認定において付された期限、条件や制限を遵守する必要があり、**使用者は各種手続を始めた負担の下で運用**している。しかし、この条件や制限を守らずバラ積み輸送や特殊車両通行許可未申請等の**不正使用が行われた結果、重大事故を惹起**させる事案も見受けられる。

安全レベルが低下し、重大事故を惹起・公平な競争環境が確保されず、法令遵守する事業者に強い不満

運送業界からの要望

単体物に係る基準緩和トレーラ車両の継続緩和認定の延長及び悪質な運送事業者を排除するため、違反行為に対する指導・処分強化

認定要領の改正

法令遵守体制が徹底していると認められる基準緩和自動車については、手続の簡素化

緩和認定の継続申請において関係書類を細かくチェックし、問題点を指導することが安全輸送を確保する上で必要かつ効果的であることから、安全運行体制や法令遵守退席が徹底されていると認められる貨物運送事業者が申請する継続緩和については、認定の期限を延長し、インセンティブを付与する。

概要

・安全性優良事業者認定制度(Gマーク制度)を活用して、法令遵守体制が徹底されていると認められる事業用の基準緩和自動車については、継続緩和認定において緩和の有効期間を現行の最長2年から3年へ延長し、その後も適切な運行が確保されている場合は、次回以降の継続緩和認定において最長4年まで延長する。



現行	改正案	
	要件を満たさない自動車	要件を満たす自動車
一律		
新規2年	新規2年	新規2年
継続2年	継続2年	初回継続 3年 2回目以降 4年

(要件)
Gマーク認定事業所が継続緩和を申請する自動車で、前回基準緩和認定日から継続緩和申請日までの間に基準緩和自動車の行政処分等が無い場合。

処分要領の見直し

基準緩和認定において付された条件や制限に違反し、重大事故等を惹起した基準緩和自動車の認定の一発取消等、行政処分の取扱いを明確化

限られた地方運輸局の要員で基準緩和車両の違反事実の確認から行政処分までの一連の手続きを迅速かつ公正に処理できるよう、従来の基準緩和自動車行政処分等要領を根本的に見直し。

概要

- ・違反運行の疑いのある基準緩和自動車の使用者(運送事業者)に対しては、道路運送車両法第100条第2項に基づく立入検査等を実施し、事実関係を確認すること。
- ・確認した違反内容に応じた違反点数の算定方法を規定し、基準緩和自動車ごとに算出した違反点数の合計により、これら自動車の使用者に対し行政処分等を行う。
- ・違反点数は定められた期間中、使用者ごとに累積し、一定の点数に至った場合、当該使用者が申請する基準緩和の認定をしない場合の理由とする。

